

第 16 回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成 22 年 3 月 15 日（月）午後 18 時 30 分～20 時 20 分

2 開催場所

四万十町役場 東別館 2 階会議室

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、山脇 峯一、北村 明三、川村 英子、宮脇 晴信
林 長生、井上 典子、奥宮 正洋、船村 覚、佐藤 恵司
長谷部 恵美、宮脇 昌子 12 名出席

・事務局：企画課 敷地副課長、吉岡総括主幹、岡崎主任

・傍聴人 0 名

4 議事

「地域内分権」の章について

「見直し等」の章について

5 会議結果（要旨）

議会にかかる規定について（状況報告）

委員長より報告

議会運営委員長の報告では、議会では、町長選を控え落ち着いた議論はしにくい状況にあり、町長選後に、集中して行なう考えであるので期間をいただきたい、5 月頃には検討結果を示したいと考えているとの話である。

私としては、政治に空白をつくってはならないとの思いがあり、速やかな検討をお願いしている。

・意見公募手続き条例に対する異議申し立てを委員長個人としてではあったが、提出を出したことについて説明があり、私たちも賛同したことだったが、議会からの説明はあったか。

まだ、説明は受けていない。きちっと説明責任を果たすよう要求するつもりである。

「地域内分権」の章について

資料に基づき検討

地域内分権

(地域内分権)

第 条 町は、住民が身近な地域の課題を、住民自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを町政運営に反映するための仕組みを整え、地域内分権を推進していきます。

- ・各地域に区長会があるが、地域協議会との違いはどのようなところか。

「事務局」

町と地域住民との連携を密にするために、その橋渡し役として活躍いただいているのが区長会であり、地域自治区では、地域の事務処理は、町職員を事務所に置く地域自治地区事務所で行い、その事務所や町に対して、地域の意思を取りまとめ伝える機関が地域協議会である。町はその意思を尊重していくことになり、意思の決定機関を身近に置く形となる。

区長会とは別組織ができることになり、区長会と地域協議会をどのように整理していくか、その構成人数、内容についても今後の議論となる。

- ・この地域協議会で決定された意思は、町に対し強い拘束力を持つものになるだろう。
- ・自治区の区域分けは、どのようなになるのか。

「事務局」

どのように区域を設定していくかは、重要なことであり、慎重に検討しなければならない。地域自治区の議論については、自治基本条例制定後、本格的に行なうことになる。

- ・区域が小さいほど、住民の意思の反映になるだろう。
- ・あまり小さい単位での設置では、経費が掛かりすぎる心配もある。

その区域は、中学校下単位、人口規模、産業・経済・文化・歴史を共通する地域など設定については、いろいろな考え方がある。

また、区長会は地縁に基づく代表者で組織されるのに対し、地域協議会は、婦人、青年、壮年、産業、地縁代表など多様な組織から選任されることになるだろう。公募、選挙なども考えられ、今後の検討課題である。

一定の区域を設定して、そこへ議会的な機能を果たす地域協議会、区域の課題を処理する執行部的な機関として自治地区事務所を置くというイメージではないか。

自治法、関連法令などとの整合性を図りながら進めていく必要もあり、この検討委員会ではおおまかに規定し、具体的な検討は、有識者等で構成する他の検討組織に託すことになるだろう。

- ・他の検討機関に託すにしろ、この検討委員会での意見として出すことは構わないと思う。
- ・平成19年の新聞に、「県内初、地域自治区の設置へ」との見出しで記事となっており、条例で定めた地域内に、地域協議会を設置とあった。これで住民が主導していく仕組みができあがるとの思いがした。また、総合振興計画にも住民が計画策定、実施、評価の各段階で住民参加していくことが示されており、住民の声がしっかりと町政運営に反映されることが確実なものにできる。
この基本条例の検討のなかでも 住民の声を各段階で反映させる仕組みづくりのために意見を出してきた。
地域の中に各種の団体があるが、その組織のなかでも地域のことが議論されている。行政へお任せ、やらされている感をこの自治区により、乗り越えることとなり、議会、町、住民が四万十町を運営して行くために、早く設置してもらいたい。
- ・町民の声を聞いていく仕組みであれば予算配分など、細かい区割りが有利となる。

自治の基礎単位はあくまでも市町村、その下に地域自治区をつくることで、地域の声
を反映させる仕組みとなる。

自分の認識では、基礎自治体として、全体を住民、議会、町の三者が運営する。

しかし、地域に密着した細かな問題は、対応しづらく、補充していくために自治区があり、基礎組織を補完していく役割を担うと考えている。

そうすると、区域を狭い範囲にすると、多くの意見が反映されることになる。しかし、経費面を考え検討する必要もある。かなり大きなテーマである。

- ・地域分権、地域自治区を規定するかどうかであって、この場で自治区について細かい議論を行なうのではない。
- ・どのような自治区を目指すかの議論であろう。
- ・大きな区域では、声が届きにくい。大きく区切るのか、細かく区切るのか。

「事務局」

この条例案を町長に提出するとき、この方向で検討してもらいたいと、付帯意見として出すこともできよう。

説明したように、地域内へ分権の仕組みをつくる。この分権の仕組みは、地域自治区

を設置するということを規定するということ。

この地域自治区を規定することになれば、町も具体的に検討を行なっていくことになる。

- ・自治区の設置を、この条例で規定したい。

検討委員会の意見としては、住民の意見を町政に反映していくなら、より細かい地域で自治区を設置していくことが望ましい、と意見を付すようにしても良い。

具体的な、検討を行なうのは別の機関となるだろうが、区域を検討する場合は、産業形態も重要な要件になると考える。

条文として、盛り込めば、今後自治区を検討するうえで、この条文に縛られて検討することになる。

- ・付帯意見として出したらよい。
- ・行政改革委員会、総合振興計画審議会など包括した組織で検討されていかないと結論はでないのではないか。
- ・産業の関連が重要な要素となるだろう。

総合振興計画の実施計画には、財源の裏打ちもされものが10年計画として出てくるので、これにより形の一つは決まる。

自治区は、その計画等にあがらない身近な課題を協議しながら進めていく形になるのではないか。

自治区の設置後は、総合振興計画を立てるときに、各自治区の意見・要望を出していく。それを吸い上げて形になるのではないか。

- ・自治区へ配分される予算の算定はどのようになるのか。活動に応じた、傾斜配分なのか、一律な配分なのか。

「事務局」

例としては、協議会の意見を聞きながら、事務局が予算見積を作成し、その案を町の財政担当が検討し、町長の承認を得て、議案として議会に出すやり方や地域独自の事業を行なうため基金として配分し、協議会の検討を経て、事務局が執行していくやり方など、いろいろ方法はあると思うが、四万十町に即したやり方に決っていくことになる。

二重構造の仕組みになると思う。全町的なことは基礎自治体として、町が対応する。その中で、産業経済を中心として、地域を活性化させていく町予算の一部については、自治区に町の権限を委任し、執行していく。ただし、公金を取り扱うことができるのは、会計の資格を与えられた公務員に限られるので、地域が直接執行することにはならない。

- ・事務所の職員に一定の職務権限を持たす必要がある。
- ・事務所には、町職員が来ることになるが、役場の機能は持たさないのか。

「事務局」

住民票を出すなど窓口業務を行なっている事務所もある。いろいろなやり方が取れる。

地域内分権の条文について、意見を求める。

異議はない

【検討結果】

資料どおりの条文で決定する。

地域自治区

(地域自治区)

第 条 町は、地域内分権の仕組みとして、住民にとって身近な地域を、その区域とする地域自治区を設置します。

2 町長は、地方自治法に定められた地域協議会の構成員を選任するときは、地域自治区の区域内に住所を有する住民の多様な意見が適切に反映されるよう選任方法に配慮しなければなりません。

3 地域自治区の設置に関し必要な事項については、別に条例で定めます。

つぎに、いろいろと議論されているが、地域自治区の条文について、意見を求める。

- ・3項で別の条例で定めると規定しているので、細かいところまでは良いのではないか。地域の特性を活かす、産業・経済・歴史・文化、地理的要件など十分考慮し、地域の声が反映できるような自治区を設置しますと表現することはどうか。

「事務」

住民に身近な地域との表現はしているが、説明にあるような形で、地域設定は検討されていくとは思う。町長に検討委員会の検討結果として、条文とともに、付帯意見として出していく形ではどうか。

付帯意見として、出してくことで整理したい。
地域自治区の条文について、意見を求める。

異議は無い

【検討結果】

資料どおりの条文で決定する。

「見直し等」の章について

見直し

(見直し)

第 条 町は、この条例について社会情勢の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに検討を行い、住民の意見を反映しながら見直しを行わなければなりません。

「事務局」

社会情勢の変化により見直すことと、手続きについて規定する。

町長が自分に都合が悪いといって、勝手に議会と町長で進めるのではなく、住民に意見を必ず聞き進めることを規定している。

町がどのように変わるとこの条例に基づき運営され、行政を預かっていくためにつくるものである。行政を縛るために文言をつくるわけだから、自由に解釈して行なえるものではない。見直しも同様でその仕組みを規定しておく必要がある。

・町長や議会が、勝手に改正しないように規定しているので、これで良いのではないか。

見直しについて、意見を求める。

異議は無い

【検討結果】

資料どおりの条文で決定する。

改正手続

(改正手続)

第 条 町長は、この条例の改正を提案しようとする場合は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く住民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。

改正手続きについて、意見を求める。

異議は無い

【検討結果】

資料どおりの条文で決定する。

つぎの課題としては、前文、総則、基本理念である。起草委員会で検討し、皆さんに提案することになるが、検討するうえで意見等を出してもらいたい。

- ・この条例が施行されるのはいつ頃になるか。予定どおりにいくのか疑問である。

「事務局」

平成23年1月施行を目指し、協議を行なうとして、検討委員会では合意されている。この3月を目指し、全体を通した叩き台を作成することになっている。そして、区長会や住民の方に意見を求めることになっている。

- ・今の時点で全容が見えてこなければならぬ。
- ・議会の検討結果が5月にならないと出てこないことが心配である。
- ・第2回の区長会の開催時期にもよる。
- ・議会の検討には時間を要するのではないか。委員会で検討し、全体会で意見を集約するとなれば、時間を要すると思う。

「事務局」

今の予定では、12月提案の予定で進んでおり、提案後、議決されれば1月施行となるが、議案を委員会に付託するかたちとなれば、施行は先に伸びることになる。条例であるので議会の議決がなければ成立しない。

この検討委員会での目標は1月施行で、検討を進めていくことは変わらない。

- ・議会での検討に時間を要するので、12月提案してもすぐ議決にはならないのではないか。

議会としても全条文まで検討するには時間はかかるだろう。

- ・この委員会の役割は、町が議会に提案するまで、そこまでいけば役割は終わる。

- ・ 9月に議会に提案されれば、委員会に付託しても、12月議決の可能性は高い。9月に議会に提案することになるかどうか。
- ・ 議会の検討の状況が不安である。
- ・ 今の状況なら3月議会で結論が出るような気もする。

議会に提案している内容も、議会に受け入れられるかどうかということもある。
どれほどの認識か図りかねる。

- ・ この会は、住民が関るところを検討して、後は、町に任してはどうか。

議会には、1月をめどに早く進行してもらうようお願いしていきたい。
つぎの会議には、前文、総則、基本理念を検討する、皆さんに提案することになるが、検討するうえで意見等を出してもらいたい。

- ・ 自治基本条例に、罰則規定を設けることはあるのか。

「事務局」

規定をもうけることはない。

守らなければ町職員として、法を守る規程に触れることとなり、これに基づくペナルティはある。

基本的には、住民に対してより、行政や議会を縛るものとしての意味が強い。

その他

なし

次回会議の日程調整

第17回検討委員会

平成22年3月29日(月)

時間は、午後6時30分～午後8時30分

場所は、十和総合支所